

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	佐賀県武雄市		
計画期間 実施期間	平成20～平成22年度 平成20～平成20年度	総事業費(交付金)	19,462千円(9,730千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	目標設定は「地域産物の販売額の増加」及び「定住等の維持・促進」であり、「法」及び「基本指針」に掲げる「定住等及び地域間交流の促進」に適合している。交付金は総合鳥獣被害防止施設に活用されるため、国が提示する目標と合致する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	武雄市が策定した総合計画・農林業等活性化基盤整備計画との整合性をとり、連携・配慮を講じている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	農業団体、狩猟団体、地域住民等の合意形成を基礎としたものとしている。
事業の推進体制は確立されているか	適	市、農業者、狩猟者等と連携・情報交換をおこなう場を創設し、計画・事業の進捗管理をおこなう。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	目標は農作物被害の軽減及び地域資源の活用であるので、事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が取れている
計画期間・実施期間は適切か	適	実施設計、施設の建設は単年で整備し、計画目標については3年で達成できる見込みであり、適切である
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	対象施設の総事業費の1/2を交付金要望額としており、範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	今回、新規に取り組む事業である
増改築等若しくは合休又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	今回整備する総合鳥獣被害防止施設の耐用年数は15年であり、耐用年数5年以上に該当するものである。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領」により算定
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	投資効率は1.37であり、適切である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		適	事業内容は、対象地域の総合鳥獣被害防止施設整備であり、要綱別表「(4)その他省令で定める事業」中「総合鳥獣被害防止施設」に該当する。事業実施主体は農林漁業者等の組織する団体(武雄鳥獣加工処理組合・農林業者の猟友会会員を中心に構成し、イノシシ等の処理、加工、販売を目的とする)で、要綱「第3 交付金の交付対象」に定める者である。また、「武雄市鳥獣被害防止計画」(平成20年度当初策定予定)に基づき捕獲等の活動がおこなわれると見込まれる。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		適	農林漁業者等で組織する団体である武雄鳥獣加工処理組合に対する交付であって、当該組合で定める施設利用規則に従って利用するものであり目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	近隣に類似施設はない
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	整備するイノシシ等処理加工施設の利用者は、搬入を希望する猟友会会員であり、有害鳥獣駆除期間から狩猟期間の7月から3月までの月平均20頭・年180頭の処理を見込んでいる。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	設置場所は、国道35号沿いにあり、区域内のほとんど場所から30分以内の搬入が可能であり、農業集落排水が整備されるなど自然環境への負荷が少ない。
事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	適	今回整備する施設の整備単価は308千円/m ² であり、長崎県江迎町の類似施設の整備単価306千円/m ² と比べても適正であると認められる。また、総合鳥獣被害防止施設として、認可を受けるために衛生管理上最低限必要不可欠な構造となっており、過大な積算とはなっていない
	建設・整備コストの低減に努めているか	適	整備する施設については、設計・積算段階より必要最小限の施設規模に留め、過剰な設備投資はない。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附帯施設については交付対象としていない
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	備品として冷蔵庫等を交付金で整備するように計画しているが、当該備品は事業実施上また食品衛生上必要不可欠なものであって、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		適	施設の管理運用上、適切な場所を選定している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		適	施設用地については、市有地を予定しており、市との協議により、施設整備の着手までには賃貸借する見通しがついている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		適	組合員の出資により整備することとし、組合の総会において了承予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	武雄鳥獣加工処理組合において適正に管理規則を策定し、これに従って維持管理をおこなうとともに、減価償却費等を内部留保することによって更新に供える。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	適	収入は獣肉の販売代金10,950千円で、支出は人件費、処理費等の10,948千円を見込んでおり収支の均衡は取れている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。